

議 事 内 容

- 局長 定刻より若干早いですが、皆さんお揃いですので、第 124 回常設審議委員会をはじめさせていただきたいと思います。
- 委員会を始める前に、3 点ほど御留意していただきたい事項を申し上げます。
- まず、1 点目、コンプライアンスの遵守の件であります。パワハラ、セクハラ、モラハラなどがありますが、こうしたことに抵触しないよう、言葉遣いなどには、留意してください。また、先日の全国の事務局長会でもありましたが、転用案件に関しまして、贈収賄なども見受けられますので、こうしたことが無いようにそれぞれの農業委員会で気をつけてください。
- 2 点目、常設審議委員会については、個人情報扱っていますので、資料等については、審議が終わりましたら、適切に処分してください。
- 3 点目、常設審議委員会における議論の内容は、転用に密接に関わる部分の質問にさせていただくようお願いします。関係が無い、または、関係性が薄いことについては、控えていただきますようお願いいたします。
- それでは、〇〇会長、ご挨拶をお願いします。
- 〇〇会長 （会長あいさつ）
- 〇〇会長 また本日は、〇〇市の〇〇委員、〇〇町の〇〇委員、〇〇町の〇〇委員、農業委員会女性協議会の〇〇委員が、新たに常設審議委員として参加されております。
- それぞれ、一言ご挨拶をお願いします。
- 〇〇委員 （一言挨拶）
- 〇〇委員 （一言挨拶）
- 〇〇委員 （一言挨拶）
- 〇〇委員 （一言挨拶）
- 〇〇会長 ありがとうございます。
- それでは、ただいまから第 124 回常設審議委員会を開会いたします。
- まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席となっています。
- 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

〇〇議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(前回の審議案件について報告)
〇〇議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が、農地法第5条・9件、県からの意見聴取が、農地法第41条・1件を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
〇〇議長	また、常設審議委員会運営規程第17条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手をしていただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
〇〇議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
〇〇議長	農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、市町農業委員会から説明をお願いします。
〇〇議長	はじめに、農地法第5条関係について、〇〇市農業委員会から2件続けてお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号5-1及び5-2の案件について、資料に沿って説明)
〇〇議長	次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号5-3の案件について説明)
〇〇議長	次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号5-4の案件について説明)
〇〇議長	次に、〇〇市農業委員会からお願いします。

〇〇市農業委員会	(整理番号 5 - 5 の案件について説明)
〇〇議長	次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号 5 - 6 の案件について説明)
〇〇議長	次に、〇〇町農業委員会から 3 件続けてお願いします。
〇〇町農業委員会	(整理番号 5 - 7、5 - 8、5 - 9 の案件について説明)
〇〇議長	ただいま、農地法第 5 条関係 9 件の案件について、説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
〇〇議長	はじめに、農地法第 5 条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第 5 条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請地の形状について、形の良い農地を変な形で切っていますが、なぜなのでしょう。
〇〇市農業委員会	申請地の北側の方に農地が残るような形になっていますが、開発許可の要件として、50 戸連担に該当するかという要件がありまして、ちょうどこの北側のラインまでが開発許可を得ることができるようになります。このため、北側の農地が残ったような形になっています。 また、西側の農地が少し残る部分については、申請人の方から、今回の特定建築条件付売買予定地が完了したら、第 2 期工事として西側の方も計画を進めたいということで、話があっていることです。

〇〇議長	市街化調整区域の農地は、50戸連担ということで、面積要件がありますので、どうしてもこういう形が残るケースがあります。
〇〇委員	里道や排水が切れますが、北側の農地はもう営農しないのですか。
〇〇市農業委員会	排水につきましては、申請地の西側に水路がありますが、そちらの方から耕作のための用水を取水して、また排水もそこに流すということとなっています。
〇〇委員	里道も集落との分断となっていますが、それでもいいということですね。
〇〇市農業委員会	里道については、元々この農地を耕作する人が使われたものでしたが、今回この耕作用の通路として、開発道路を通して、農地の方に行くことができるということで、申請人と話し合いが進んでいます。
〇〇議長	市街化調整区域内において、50戸連担の場合は、意外とこういう里道がついているケースが見られます。このため、取り付け変更とかして設計をされています。今回の開発も隣接する農地は全て譲渡人の農地で、今後も耕作されるため、その辺は十二分な説明があったところです。
〇〇委員	資金計画のその他の項目について説明をお願いします。
〇〇市農業委員会	その他については、測量等の諸経費となっています。
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇 申請の建売分譲住宅への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	一体利用地も含めて、地目別の土地の売買価格は把握されていますか。
〇〇市農業委員会	各々の売買契約書を確認すればわかると思いますが、ここでは、全体の土地の売買価格から面積を除いて算出しています。
〇〇委員	安定計算はされていますか。

〇〇市農業委員会	市の都市政策課や県の土木事務所にも確認して被害防止の観点から問題ないと回答をいただいています。 また、水管理の流水も計算しており、問題ないということで判断しています。
〇〇委員	山林の開発許可は要らないのですか。
〇〇市農業委員会	山林も含めて、開発許可申請済みです。
〇〇委員	法面の角度はどれくらいになりますか。
〇〇市農業委員会	開発部局の方に確認して、この勾配であれば問題はないと確認をしています。
〇〇委員	開発許可申請はされているようですが、林地開発はされていますか。
〇〇市農業委員会	区域外であるため、届出は必要ないと確認しております。
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇 申請の宅地分譲への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 事務所、倉庫及び車庫 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設とは、具体的にどのような施設を作られるのか教えてください。

〇〇市農業委員会	雇用協定に関して、新たな事業所において、新規雇用者の中に占める農業従事者の割合が概ね３割以上であることとなっています。 今回、建設をされる事業所において、雇用協定を結ばれていまして、今後、新規雇用予定者は８名ということですが、地元農業従事者を３名雇用すると協定を結ばれていまして、割合としては、37.5%で先ほどの基準を満たしていると判断しているところです。 申請者は、佐賀の方に事業所があって、〇〇市〇〇町の方にも事業所がありますが、それらを全て統合されるということで、現状では５０名程度在籍されていると聞いております。
〇〇委員	職種はどんな分野ですか。
〇〇市農業委員会	電気工事、電設関係になります。昔、〇〇という名前を聞かれたことがあると思いますけれども、こちらの方が、〇〇ということで、社名を変更されております。
〇〇委員	資金計画のその他の項目について説明をお願いします。
〇〇市農業委員会	不動産仲介手数料が約〇〇万円、不動産取得税約〇〇万円、転用手続きに係る経費〇〇万円ということで聞いております。
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第５条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 再生路盤材製造施設 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	申請地は、アスファルト舗装殻を路盤材として再生利用する施設であるにも関わらず、排水計画は、雨水は地下浸透、若しくは自然流下により水路に排水となっているようです。油等の影響もあるのかなと思いますが。その点について、教えてください。
〇〇市農業委員会	資材等を置く場所以外のところを整地して、勾配をつけて水路の方に流していくということになっていまして、調整池を設けていろんなものが混ざって流れていかないようにすると聞いています。
〇〇委員	図面には、調整池が記載されていないようですが。

〇〇市農業委員会	東側の水路の手前に調整池は設置される予定です。いろんなものが混ざって流れたりしないように指導します。
〇〇議長	〇〇市においても同様な案件がありました。周辺に臭いとか騒音とか発生するため、業者もちゃんとした説明を行ってもらっていると思いますが、その点について教えてください。
〇〇市農業委員会	北側は、建築業者の土地で、基本的には民家が密着している状態ではありません。騒音や粉塵等配慮していただく形で計画されています。
〇〇委員	令和〇〇年〇〇月にバイオマス発電所を建設しますと許可を受けて、1年半後に今度は、再生路盤材製造施設に変更するとなっていますが、その変更理由は、採算がとれないと説明がありましたが、申請人が同一人なのか、転用目的を変えるということなのか、その点について、経過等、教えてください。
〇〇市農業委員会	経過については、当初、バイオマス発電所を設置するということで、許可を受けて取組が進められていましたが、造成等も途中まで進んだ形で整地がされていたが、物価高で改めて見積もり等を取り直して設計したところ、採算が取れないということが判明して、令和〇〇年〇〇月末頃に農業委員会へ今後のことについて検討するというので、相談があって、このたび、ようやく申請が上がってきたところです。
〇〇委員	転用目的を変えて同一人が申請をされたということですか。
〇〇市農業委員会	いいえ、〇〇株式会社は、事業を断念されました。
〇〇委員	〇〇株式会社に譲り渡して、その転用目的を変えるということになりますね。 当初のバイオガス発電所の建設を申請して、今回、転用目的を変更するというのが、ものすごく安易な取扱いがされてきているような印象を受けますが、その点について、農業委員会の考え方を教えてください。
〇〇市農業委員会	農業委員会としても、農地転用許可申請されたものについては、安易に変更できない、申請者の自己都合によって変更できない旨お伝えして、今期は、要件を満たしていると判断した上で、受理した形となります。
〇〇委員	やむを得ないということですね。

〇〇議長	バイオマス発電施設を申請された方は、取り下げ願ひなどの書類は提出されたのでしょうか。
〇〇市農業委員会	承継の形で書類は、提出されています。
〇〇議長	出されたわけですね。
〇〇市農業委員会	事務局長の〇〇と申します。経緯について、ご説明する中で、担当者が、〇〇市さんみたいに事業許可後の変更承認があったことを説明し損ねていました。申し訳ありません。 バイオマス発電所については、〇〇建設に事業継承がされたこと。目的の変更があり〇〇市は承認したところですよ。 令和〇〇年の〇〇月以降、造成はされてきましたが、どうしてもこの事業はできないということでした。 地域の方も造成が進んでいたし、この土地を農地に戻して経営することは困難だということでしたので、地域として何らの事業を進めてもらいたいとの思いがあり、〇〇建設が〇〇市でも相当の事業を行っていて、この地域で事業をやりたいという方針があったという経緯があります。
〇〇委員	先日、私どもが視察した〇〇のバイオマス発電では、牛の糞とかを燃やしていましたが、このバイオマスっていうのは、どういうものを燃やすものですか。また、再生路盤材製造施設とありますが、建設費が0となっています。その点についても教えてください。
〇〇市農業委員会	バイオマス発電所は、食品廃棄物などを投入するものです。メタン発酵処理でメタンガスを活用した発電システムです。 使い方は、置場に近い形で、搬入されたアスファルトの殻を処理していくものです。
〇〇委員	建設費は、0 となっていますが。先ほど、調整池を作ると説明がありましたが、その点について教えてください。
〇〇市農業委員会	調整池の造成費用は、整地費に含まれています。 調整池関係は、今指導をしているところです。 図上にもなかったと思いますが、東側の用悪水路に流すということですが、直接流すわけではなく、図上に載っていなかったため、指摘しているところです。 調整池を設けて、上澄水を流すようにと指導しているところです。 廃材資材置場を広く取るが、その他には、各段階の資材置場になり、大きな建物はありません。

〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の 〇〇 申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	資金計画のその他の項目について説明をお願いします。
〇〇町農業委員会	不動産手数料などの事務費ということで伺っています。
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の 〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇町農業委員会	資金計画のその他の項目について説明させていただきます。 土地家屋調査士が入ってしまして、内訳としては、境界測量や合筆等で、〇〇万円、開発行為許可行為等で、〇〇万円、合計で〇〇万円と聞いています。
〇〇委員	土地改良区意見書受領済となっていますが、意見としてどのようなものがあつたのか教えてください。
〇〇町農業委員会	町の土地改良区と〇〇土地改良区の受益地となっています。町土地改良区からは、3点意見が出されてしまして、土地改良施設の効用を害さないための利用に努めてください。近隣の土地改良施設に損害を与えた場合は、申請者の負担で復旧をしてください。土地改良区の利用及び事業に支障が生じる事項については、必要な措置とってください。 また、〇〇土地改良区も同様な意見が出されているところです。

〇〇議長	質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	次に、農地法第5条関係、〇〇町農業委員会より諮問の〇〇 申請の農産物集出荷施設（倉庫建築の追加）への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	隣接地は、昨年、転用申請がされ、今回、追加の申請がされていますが、元々本計画はなかったのでしょうか。
〇〇町農業委員会	元々事業を計画した際には、本申請地も含めて考えられていました。用地交渉もされたと聞いております。 その時、北側の所有者が農地を手放したくない意向があったため、やむを得ず、前回の転用申請となったところです。その後、所有者が亡くなられ、相続者が当初の計画通り進めて欲しいという話になったことから、今回の申請に至ったところです。
〇〇議長	全体面積が〇〇㎡となりますが、緑地帯について説明してください。
〇〇町農業委員会	今回は、当初の開発計画の変更ということで、今回の申請地も含めたところでの全体開発となります。申請地の北側と東側に緑地帯が設けられています。 緑地の面積は、〇〇㎡です。
〇〇議長	質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇町農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係9件については、各市町農業委員会会長に「異議なし」として、回答いたします。
〇〇議長	続きまして、農地法第41条に基づく意見聴取に入ります。 農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局	(整理番号 41-1 の案件について説明)
〇〇議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇議長	9 年ということで、契約されるわけですね。地域計画の中に含まれた地域ですね。 耕作される方の年齢は。
農業会議事務局	集落営農法人が耕作されます。
〇〇委員	補償金は、地域の賃貸料の価格ですか。
農業会議事務局	国の通知で、その地域の近傍の価格を定めるとされています。
〇〇議長	ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇に回答いたします。
〇〇議長	続きまして、その他の項目に移ります。 「経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）」について、事務局から説明を求めます。
農業会議事務局	(資料 2 により事務局説明)
〇〇議長	続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料 3 により事務局説明)
〇〇議長	ただいま、事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇議長	他にないようでございますので、以上をもちまして、第 124 回常設審議委員会を終了いたします。

大園議長

本日は、お疲れさまでした。

次回は8月17日(月)、芦刈保健福祉センター「ひまわり」にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。